

盛岡広域振興局長告示第138号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安代土地改良区（八幡平市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年11月8日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 就任

(1) 理事

米 川 次 郎	八幡平市田山2番地
本 宮 武 彦	〃 上の山314番地
安 保 好四郎	〃 馬場下夕19番地4
角 舘 民 男	〃 石名坂下夕16番地6
羽 澤 敦 志	〃 五日市125番地
佐 藤 千 一	〃 古屋敷34番地
勝 又 安 正	〃 寺志田6番地1
立 花 和 男	〃 星沢103番地9
八 幡 正 行	〃 大面平45番地

(2) 監事

高 橋 實	八幡平市作平184番地
小山田 和 義	〃 中佐井61番地

2 退任

(1) 理事

米 川 次 郎	八幡平市田山2番地
本 宮 武 彦	〃 上の山314番地
安 保 好四郎	〃 馬場下夕19番地4
角 舘 民 男	〃 石名坂下夕16番地6
畠 山 紘 一	〃 田山1番地
羽 澤 敦 志	〃 五日市125番地
佐 藤 千 一	〃 古屋敷34番地
勝 又 安 正	〃 寺志田6番地1
立 花 和 男	〃 星沢103番地9

(2) 監事

高 橋 實	八幡平市作平184番地
小笠原 智 志	〃 田の沢74番地